

<開催趣旨>

第201通常国会では、政府予算、税制改正、年金や介護、雇用保険など、働く者の暮らしに直結する重要な法案が審議される。連合は、「持続可能性」と「包摂」を基底に置いた「働くことを軸とする安心社会—まもる・つなぐ・創り出す—」を実現する上で重要と考える9本を重点法案とし、そのうち、「2020年度予算案」「税制改革関連法案」「年金制度等改正法案」「労働基準法の一部を改正する法律案」「雇用保険等改正法案」の5本を最重点法案と定めた。

それら法案への対応について、連合フォーラム議員各位への理解浸透と認識共有をはかるため、本集会を開催する。

<連合の最重点法案など>

◎は最重点法案

◎ 2020年度予算案

2019年度第一次補正予算案と合わせ財政支出13.2兆円規模の経済対策が予算計上されたが、規模ありきで内容も概して総花的であり、個人消費の拡大につながるか不透明である。社会保障関係費について、保育の質の向上に必要な財源確保が今回もまた見送られたことは極めて遺憾であり、また働き方改革のための診療報酬の増額は、病院勤務医の過重労働の解消に確実につながる仕組みとしなければならない。

◎ 税制改正関連法案

持続可能で包摂的な社会の実現に向け、税による財源調達機能と所得再分配機能の回復は喫緊の課題であるが、正面から取り組む姿勢がうかがえない。国民の暮らしと将来の希望を確かなものにするため、税制の抜本的な見直しに向け徹底した審議を求める。

また、軽減税率制度については、その政策効果と運用状況について不断の検証を行った上で、真に効果的・効率的な制度の導入に向けた検討を求める。

◎ 年金制度等改正法案

社会保険の適用拡大について労働時間要件や賃金要件等は見直されず本来撤廃すべき企業規模要件の小幅な見直し等にとどまり、基礎年金の底上げも行われないなど不十分な内容である。短時間労働者等の適用要件を一層緩和するよう修正を求めるとともに、基礎年金の底上げの早期実現を求める。

◎ 雇用保険法等の一部を改正する法律案

「雇用保険法改正法案」、「高齢者雇用安定法改正法案」など4法の改正が含まれており、ていねいな法案審議を求める。

特に、「雇用保険法改正法案」における高年齢雇用継続給付の縮小は、同一労働同一賃金に関する法施行の確実な実施を優先すべきであり、また、国庫負担の引き下げ措置の継続は、厳に2年間に限定すべきである。加えて、「高齢者雇用安定法改正法案」においては、意欲ある高齢者が年齢に関わりなく働き続けることのできる環境整備は非常に重要であるが、一方で、雇用によらない措置のみを選択する場合には、その要件となる労使合意を確実に締結する必要がある。

◎ 労働基準法の一部を改正する法律案

労働者保護の観点から、①消滅時効期間を原則5年、②改正法施行以降に発生するすべての賃金債権に改正法を適用（賃金請求権発生日基準）、③2020年4月1日施行とされたことは評価する。消滅時効期間が当分の間3年とされたことについては、改正法施行5年経過後の見直しにおいて原則の5年とすべき。2020年4月1日の着実な施行を求める。

○ 介護保険法等改正法案

概ね連合の考え方に沿った内容と受け止めるが、特に下記懸念について徹底審議を求める。

- ①今後一層の長寿化が見込まれる中、施設入所者が自己負担を抑えるために不本意に他の施設への移転を余儀なくされるなどの懸念もあり、要介護者や家族の生活に深刻な影響をもたさないよう丁寧に対応すること
- ②人材の確保に向けた強力な処遇改善措置を実施すること
- ③介護保険制度の持続可能性の確保に向けた財源の在り方の議論を進めること

○ 復興庁の設置期限10年間延長関連法案

現行の統合統制機能を維持できることから、復興・創生機関終了後の復興庁の設置期限の10年間延長については評価する。

復興・再生への課題は多岐にわたり山積しており、被災者や被災自治体に寄り添った対応が必要である。さらなる復旧・復興の加速化に向けた政策面・財政面における国のバックアップを求める。

○ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法改正法案

固定価格買取制度の見直しにあたっては、企業や国民負担の妥当性や納得性、再生可能エネルギーの導入量とCO2削減効果、費用負担方法のあり方、国内産業の成長や雇用の創出効果、海外制度の動向などを丁寧に精査した上で、再生可能エネルギーの導入拡大と国民負担の抑制が、最適な形で両立できるようなものとなるよう、丁寧な審議を求める。

○ 公益通報者保護法の改正法案

「通報窓口の担当者等に対する守秘義務の法定」や、「不利益取扱いが通報を理由とするものの立証責任の事業者側への転換」が見送られること、また「不利益取扱いをした事業者に対する行政措置」が助言・指導等に留まり刑事罰は見送られることなどの点は、労働者・通報者の保護、違反事業者への罰則の観点が不十分である。真に通報者の保護につながる改正法案につなげるべく、法の意義を改めて問い直し、さらなる議論を行う必要がある。

<その他>

○ ILOハラスメント条約

国際労働機関（ILO）は、昨年6月に「仕事の世界における暴力とハラスメントの根絶に関する条約」を採択した。それを受けて、ILO加盟国は、条約採択から1年以内に国会に報告し、国会の承認があれば、条約批准をILO事務局長に通知することになっているが、現段階で日本政府は国会への報告を行っておらず、批准について消極的な状況である。あらゆるハラスメントの根絶にむけて、国会の審議の場において、批准をめざした議論を求める。